

# 人権教育の「ツボ」

## ご存知ですか？『こども基本法』

『こども基本法』(令和5年4月1日施行)は、日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」に対する国内法として位置付けられた「**子どものため**」の法律です。ぜひ知ってくださいね！



## 『こども基本法』の概要

○ 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること

○ 「こども」とは、心身の発達の過程にある者  
○ 「こども施策」とは、次の①～③の施策、その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備すること

すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されることを明確に記した法律なのです。



# 研修コラム

## 子どもの権利を守る社会づくりの学びから

令和4年9月22日(木)にNPO法人「スペースde GUN<sup>2</sup>(スペース デグングン)」理事長の百田英子先生を講師に迎え、子どもの人権を守る社会の在り方や教育関係者に求められる人権尊重の具体的な姿等を学ぶ研修会がありました。百田先生は、子どもが安心して自分らしくいられる場所をつくることをテーマに不登校児童生徒を中心とした子どもの居場所づくりの支援をされています。講話では、実体験をもとに子どもの人権を侵害する行為が身近な地域社会の中で起きていることや人権侵害が起きる要因に大人の子どもの人権理解が不十分であること等が語られました。また、**学校・地域・家庭等の多様な場面で大人が子どもの姿を肯定的に捉え、かわるごとの必要性やそのために学校教育と社会教育が連携していくことの大切さ**を示されました。

## 教職員として押さえるべき「子どもの権利条約」のポイント

### 「子どもの権利条約」の趣旨の理解を！

「子どもの権利条約(全54条)」は、子ども(18歳未満)を権利をもつ主体と位置付け、大人と同じく、子どもは大人への成長途中にあり、弱い立場にあることから、保護や配慮を大切に子どもならではの権利が定められています。一人の人として持っている権利を認めています。特に、日本はこの条約を1994年に批准しており、**法令の遵守が求められる教職員には、子どもの権利を踏まえた教育活動が求められます。**

※ 「子どもの権利条約条文」については、こちらをご覧ください

日本ユニセフ協会HPのQRコード



### 「子どもの権利条約」の根底にある4つの原則の理解を！

「子どもの権利条約」にある**すべての権利の根底にある基本原則**として、次の4点があり、子どもへのかかわりの前提として求められる考え方となっています。

- 1 子どもの命が守られ成長できること
- 2 その子にとっての最大の利益を考えること
- 3 子どもが意見を表明することができ、参加できること
- 4 すべての子どもは、どんな理由でも差別されないこと



一人一人の子どもにとっての最善の支援は何か、子どもの声や思いを尊重できているか、と日々のかかわりを点検することが大切です。



### 「子どもの権利条約」を踏まえた教育実践を！

教職員には、指導者として「**人権を尊重する手本**」となる**具体的な姿を子どもに示す**ことが求められています。そんな人権尊重の教職員としての子どもの権利を踏まえたかかわりの例を示します。

- 承認や賞賛、励ましの言葉をかけることや傾聴の姿勢で最後まで思いを受け止める等、一人一人に温かくかわること
- 子どもの思いを聴き取る機会を確保するとともに、子どもの実態に即した思いの表現ができるよう配慮すること
- 子どもの個性や得意分野を伸ばすことを大切にされた対応や声かけを充実させること

すべてのかかわりにおいて、「その子の最善となっているだろうか？」と自身に問いかけ、かわっていくことが大切です。



参考:『子どもの権利条約カードブック』(公財日本ユニセフ協会)

あいのて 30号

令和5年3月16日

# I note...



発行 京築教育事務所人権・同和教育室

## はじめに 「子どもにとってもっとも良いこと」(最善の利益)子どもの権利条約第3条

新型コロナウイルス感染症の流行から3年が経ちます。この3年間で、児童生徒を取り巻く環境は、大きく変わってきました。また、政府は令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症を季節性インフルエンザ等と同じ「5類」に移行する方針を決定しています。

このような変化を踏まえ、先生方におかれましては、児童生徒の安心安全な教育環境を継続しつつ、学びを保障し充実させるための教育活動に邁進されるのではないのでしょうか。その際に特に大切にしていきたいのが、子どもの権利条約の第3条です。

教職員は「子どもにとってもっとも良いこと」を実現する指導や支援等を行うことが責務であるという認識を持ち、児童生徒の発達段階や地域の実情などを踏まえながら取組を進めていくことが重要です。このことは、子どもの自己実現を支援することにつながるのではないのでしょうか。

今号の「I note あいのて」は、子ども一人一人の存在や思いが大切にされる「子どもの権利」について手がかりとなる情報を発信します。一読いただけると幸いです。

## 「I note あいのて(30号)」のメニュー

- ◇人権教育のツボ
  - ・こども基本法の概要(基本理念・定義・基本理念)
- ◇研修コラム
  - ・子どもの権利を守る社会づくりの学びから
- ◇メインテーマ
  - 人権教育の指導力向上に向けて
  - ～福岡県教職員指導力等達成目標の活用～



『人権教育パンフレット(目標・法律・条例編)』(平成31年3月福岡県教員委員会)では、教職員が五つのキャリアステージに応じて身に付けるべき人権教育に関する「資質・能力」が明確にされ、それぞれのステージにおける「達成目標」が示されています。(活用目的・方法、ステージ分類の詳細は前号を参照)

前号に引き続き、本号においても基礎・向上ステージの教職員が、目標を達成するためのポイントを挙げていきます。また、若年教職員の指導担当者をはじめ、人権教育担当者や主幹教諭など他のステージの教職員が、基礎・向上ステージの教職員にアドバイスする際の参考になるようにもしています。

**基礎・向上ステージ** 【若年教員】  
人権教育に関する基礎的・基本的な資質・能力を形成する段階

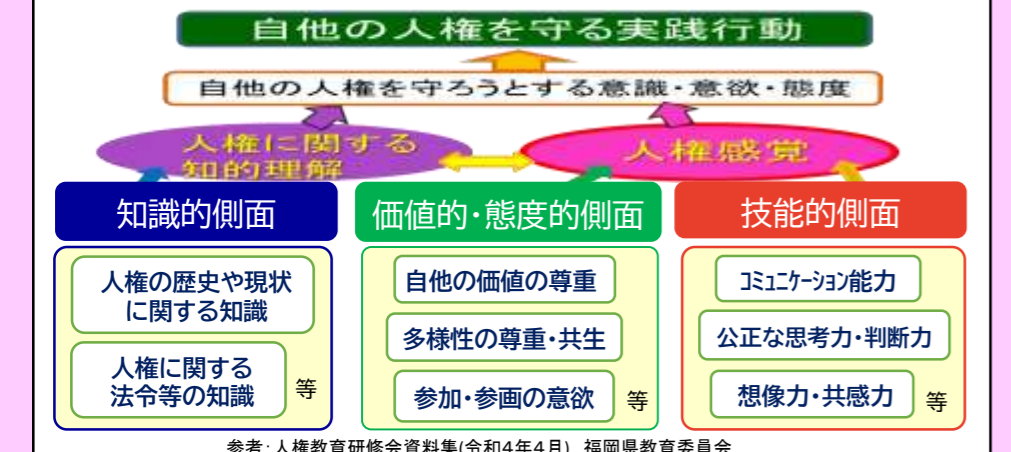
資質・能力		基礎・向上ステージの達成目標 II
教職の実践 学習活動づくり 人権が尊重される	授業構想	● 人権教育を通じて育てたい資質・能力について理解し、授業展開に位置付けることができる。
	授業展開	● 児童生徒の発達段階に配慮し、人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた授業展開ができる。
	人権教育学習教材	● 教科等の授業において人権教育学習教材を活用することができる。
	授業評価と改善	● 児童生徒一人一人の生活背景や学習状況を把握し、適切な指導ができる。

今回は『教職の実践』編として「人権が尊重される学習活動づくり」を特集します。ここからは、達成目標に関する若年教員からの質問にその指導担当者が答えるようなQ&A形式で紹介していきます。

## 授業構想 人権教育を通じて育てたい資質・能力

若年教職員: 人権教育を通じて育てたい資質・能力にはどのようなものがありますか?

指導担当者: 人権教育の目標は『**自他の人権を守る実践行動**』ができる子どもを育てることです。そのためには、**3側面に整理された資質・能力**の育成が求められます。(下図の資質・能力は一例)



人権に関する知的理解の育成と同時に、人権感覚も育成して実践行動にうつせる力を日々の授業の中でつけていくことが大切です。

## 授業構想 人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた授業

若年教職員: 人権教育を通じて育てたい資質・能力は、どのような場面で育成できるのですか?

指導担当者: 人権教育は、人権集会や特設授業といった限られた場面だけではありません。**あらゆる教育活動**の中で行うことが重要です。特に、子どもたちが多くの時間を過ごす**毎日の授業の中で資質・能力を育てることを意識し、授業を構想する際には、どの資質・能力をどの活動で育成していくのかを明確にしましょう。**



指導担当者: 人権教育を通じて育てたい資質・能力のうち、特に、**人権感覚を授業の中で育成するためのポイント**を教えてください。

若年教職員: 子どもが、自分で「感じ・考え・行動する」ような**主体的・実践的な学習を意識して設定**することがポイントです。指導方法として『**参加**』『**協力**』『**体験**』を重視するのがよいと思います。教師がしゃべりすぎず、子どもの活動の時間を確保するように心がけましょう。

若年教職員: 特に**効果的な活動**はありますか?

指導担当者: 授業展開の中に、子ども同士が話し合う**交流活動**を位置づけると効果的です。自分の考えを説明したり、他者の考えを聞いたり、想像したりすることで、多様な考え方を学び、思考を深めることができます。同時に以下のような人権感覚が身につくことが期待されます。

- 相手の立場になって考えを巡らせる **想像力・共感力**
- 考えを適切に伝え合う **コミュニケーション能力**
- 一方的ではない、建設的手法による **人間関係調整力**

若年教職員: **交流活動**を通して人権感覚を育成する際のポイントを教えてください。

指導担当者: 教師は、学び合いのコーディネーター役として発言をつなぐ役割をしましょう。**子どもの発言やつぶやきを見逃さず、意図的・具体的な価値付け**をすることを心がけてください。教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりせず、**多様な考えや誤答を大切に**するようにしましょう。

指導担当者: 人権が尊重される授業構想や授業展開をする上で**参考になる教師用資料**があったら教えてください。

京築教育事務所が発行しているリーフレットのうち、「**授業づくりシリーズ**」が参考になると思います。すべて事務所のホームページからダウンロードできますよ。

人権が尊重される授業づくり10の視点  
人権が尊重される授業づくり虎の巻  
人権が尊重される授業づくり虎の巻II

## 人権教育学習教材の活用

若年教職員: 教科等の授業で**人権教育学習教材**を活用するとは、どのようなことですか?

指導担当者: 前号でも紹介した「**あおぞら2**」等を授業の中で、人権教育を通じて育てたい**資質・能力の育成のために効果的に**使用することです。

若年教職員: ただ使うだけではよくないですね。

指導担当者: そうです。「**どの資質・能力を**」「**どの教科等で**」「**どのような活動で**」育てるかを明確にして授業実践につなげましょう。各教材について、活用事例や教師用資料等も収録されているので、ぜひ参考にしてみてください。

## 授業評価と改善 子どもの状況把握と適切な指導

若年教職員: どのように**子どもの状況**を把握して指導に活かしていけばよいのでしょうか?

指導担当者: **人権教育の指導の出発点は『児童生徒理解』**です。日頃から積極的にコミュニケーションをとって、子どもの**思いや願いを聞く**とともに、**表情の変化や友だち関係**など校内での様子をしっかりと見取りましょう。また、家庭訪問などを通じて**生活背景や家庭環境**などを捉えた上で、**子どもに向き合う**ことが適切な指導につながります。

若年教職員: 授業の中で、子ども一人一人の**学習状況**を把握していくにはどうすればよいのでしょうか?

指導担当者: **子どもの表情等をよく観察し、こまめに机間指導**しながら授業を進めましょう。学習に集中できていない子どもの様子やノートの記述、学習の振り返りの状況等を把握することで、**授業の課題が見えてくる**こともあります。手だて等を見直すチャンスだと前向きに捉えて、**授業改善**へつなげていきましょう。